都道府県による訪問看護事業所への出向事業の取組状況

~日本看護協会 訪問看護出向事業ガイドラインより

平成 29 年度時点で実施されている訪問看護事業所への出向事業 (職員派遣等の名称で実施されている もの含む)。地域医療介護総合確保基金の医療分又は介護分を活用して実施されている。

1 山形県(訪問看護サービス提供体制整備事業「担い手創出等事業」)

病院看護師が訪問看護事業所に出向する事業。訪問看護事業所が提携先病院も決めて事業計画を挙げて応募する。

- (1)補助対象: 訪問看護事業所
- (2)補助対象経費:給与、賞与、各種手当、賃金、法定福利費、講師謝礼、旅費、委託料等々
 - ・研修開始から1か月目の出向看護師の給料又は病院が負担する給料のすべて
 - ・2 か月目以降は、出向看護師の給料又は病院が負担する給料と、訪問看護事業所の給料の差額
- (3) 出向期間: 3か月または6か月

2 茨城県(在宅医療推進体制整備事業「訪問看護出向研修事業」)

病院看護師が訪問看護事業所に出向する事業。看護協会がニーズ把握、出向先の選定、 出向元への人件費補助、出向研修支援のためのコーディネーターを配置。

- (1)補助対象:県看護協会への委託事業(コーディネーター)
- (2)補助対象経費
 - ・出向元に対する補助:出向者の人件費(基本給)の1/2、雇用保険、健康保険、 厚生年金保険、時間外手当等の実費
 - ・出向先に対する補助:出向者の労災保険、研修受講料、訪問自動車等のリース料等
- (3) 出向期間: 2か月から3か月(完全出向または部分出向)

3 富山県(訪問看護事業所出向研修事業)

病院看護師が訪問看護事業所に出向する事業。看護協会がニーズ把握、出向先の選定、 出向元への人件費補助、出向研修支援のためのコーディネーターを配置。

- (1)補助対象:県看護協会への委託事業(コーディネーター)
- (2)補助対象経費
 - ・出向者の人件費(賃金、交通費、法定福利費の事業主負担分の 1/3 上限、ただし 1 か月目は 2/3 上限)
 - 出向研修に必要な経費(指導費、研修等受講費等)
 - ・コーディネーター(職員雇用)の賃金、交通費、福利厚生費等
- (3) 出向期間:5か月程度

4 京都府(看護職連携キャリア支援事業)

京都大学医学部附属病院と他施設(主として在宅系)及び京都府下における<u>医師・看護</u>師偏在地域の医療機関との間で看護師等の長期研修・人材交流を行う。

- (1)補助対象:京都大学
- (2) 補助対象経費
 - ・人件費(全額)、宿泊所提供、専任教員・事務員人件費、運営費等(対象地域外施設への派遣は、京大医学部附属病院の負担)
- (3) 出向期間: 3か月を1クールとして、1人あたり最大8クール(2年間)

5 岡山県(看護職員出向・交流研修事業)

病院看護師の訪問看護事業所への出向や、助産師の周産期センターと正常分娩を取扱う 医療機関との人事交流のしくみ(看護職員の相互交流)。

コーディネーター及びアドバイザー(社会労務士)の設置、運営会議の開催(年3回、 事業計画の決定、ニーズ把握、実施施設の決定、評価)

- (1)補助対象: 県看護協会への委託事業 (コーディネーター)
- (2)補助対象経費
 - ・賃金(コーディネーター、事務職員)、報償費(契約アドバイザー(社会労務士)等
- (3)出向期間:1か月単位(最大3か月)

6 鹿児島県(訪問看護供給体制推進事業「訪問看護理解·連携促進事業」)

病院看護師が訪問看護事業所に出向する事業。看護協会がニーズ把握、マッチング、出向条件の調整支援、出向研修支援のためのコーディネーターを配置。

- (1)補助対象: 県看護協会への委託事業 (コーディネーター)
- (2)補助対象経費
 - 病院の人件費(病院と訪問看護事業所の給与差額×出向月数)
 - 訪問看護事業所への協力費(交通費、研修費込)等
- (3)期間:3か月